

## 『花園天皇宸記』を読む（Ⅲ）

我妻建治

(一)

花園天皇が、つとに君徳の涵養につとめられ、御歴代のうちでも、ことに好学博覧のかたであつたことは、周知のことである。

花園天皇がその著述されたものにして、しかも、今日、これを見ることができるかぎりのものを、内容的にそのまま受けとめ、そのままに評価することにはそれなりに問題がないわけではないが、小論では、同天皇が少なくとも宸記のなかで記述されていることを、真意の表現として、一応そのまま受け入れることによつて進めて行くこととしたい。

(イ)

花園天皇は、文保二年（一二三一八）二月、後醍醐天皇に譲位し、上皇となつて四年目の元亨二年（当時二六歳）に、その宸記のなかで、それまで過ごしてきたみずからをかえりみて、次のように記している。

八月廿三日、（前略）予幼年不好学、十四五以来隨分稽古、雖競寸陰、天性稟愚拙、不能成立、而頃年以来、漸覺道之本、未達大道、尤為恨、然而内外典隨分思道義、（下略）

すなわち、同天皇は、幼時、学問が好きでなかつたが、十四、五歳ころから、天性稟愚拙の身ながらそれなりに懸命に勉強してきたと言う。花園天皇の学問の習い初めは、当然、御書始にあるわけであるが、その御書始は、嘉元元年（一二三〇三）十一月十五日、七歳のとき、菅原在経を召して行われた。そして、この日、この儀に用いられた書物は、『御注孝經』であつた。同天皇は、それ以降の学問に對する居常、あるいは姿勢を、右のようになに追憶しているのである。

さて、同天皇は、十四、五歳ころから隨分學習・稽古に努めたと記しているので、以下、これらの事柄を、その宸記を通して少しく述べてみたい。

『花園天皇宸記』を通覽して、明らかなことは、同天皇の在位十一年間にかぎれば、そのうち八年間、

### 『花園天皇宸記』を読む（Ⅲ）

それも通算四十六ヶ月分の記事のみ今日現存し、そして、それは同天皇の十四歳から二十二歳にわたるものである。また、それらのうち、現存するもつとも早い記事は、同天皇が踐祚した延慶元年（一三〇八）から一年後の同三年十月一日のそれであり、そして同天皇在位中の最後の記事は、文保二年正月七日のそれである。

以下、その宸記所載四十六ヶ月間の同天皇の読書歴を、煩をいとわず、左に摘出してみよう。

〔延慶三年十月三日〕（前略）今夜從三位<sup>（在輔）</sup>具範始侍讀、參朝餉縁、予在長押上、卷簾、讀孝文本紀、（下略）（傍点は筆者、以下同）

〔同四年一月廿七日〕（前略）式部大輔菅原朝臣、被仰侍讀之後初參、於朝餉縁、讀五帝本紀、（下略）  
〔応長元四月廿日〕（前略）今日在輔卿參入、讀後漢書、<sup>（帝紀一光武記上）</sup>

〔同年五月六日〕（前略）今日種範<sup>（日野）</sup>被仰侍讀之後初參、讀孝文本紀、

〔同年五月廿三日〕（前略）今日種範朝臣授臣軌、

〔應長元年六月十一日〕（前略）以在兼卿之說、讀始皇本紀、

〔正和二年正月七日〕<sup>（裏書）</sup> 在輔卿始候讀書、漢書、二、

〔同年正月九日〕（前略）<sup>（藤原）</sup> 俊範朝臣始候讀書、文選、  
第九、（下略）

〔同年二月九日〕（前略）在輔卿候讀書、<sup>後漢書、</sup>  
第八、

〔同年二月十二日〕（前略）在輔卿候御讀、<sup>後漢書、</sup>  
又讀帝範、（下略）

〔同年二月十五日〕（前略）帝範談義、<sup>（日野）</sup> 俊光卿、在輔卿已下祇候、終日文談、（下略）

〔同年三月六日〕（前略）終日帝範談義、<sup>（下略）</sup> <sup>（裏書）</sup> 帝範兩篇、求賢、審官」、

〔同年三月十七日〕（前略）帝範談義、（下略）

『花園天皇宸記』を読む（Ⅲ）

〔正和二年三月廿日〕（前略）帝、範談義、（下略）

〔同年四月廿二日〕（前略）今日、帝、範談義也、資榮卿・源申法門冬定朝臣已下也、（下略）

〔同年五月六日〕（前略）抑此間、帝、範談義等事、在兼卿・俊範朝臣等幼智、又可然之人も不候シテ有沙汰事、不可然之由語之云々、仍申合仙洞之處、如此沙汰尤可有之事也、如法内々神木之間、不可及難云々、仍今日孝經談義也、（中略）談義人數左衛門督洞院公實・式部大輔菅原在輔・光繼瑞河・菅原公時許也、無人無極、公時述義談之、左衛門督本經讀之、可讀之人無之故也、光繼未受說云々、仍不讀、序許沙汰也、

〔頃書〕今日在輔卿所授之後漢書第九卷讀了、」

〔同年七月一日〕（前略）在輔卿參、後漢書十、讀之、（下略）

〔同年十月一日〕（前略）俊範朝臣授文選第十、了、（下略）

〔同年十一月二日〕（前略）今日在輔卿參、後漢書第十、讀了、

〔正和三年正月十三日〕（前略）式部大輔菅原朝臣在輔參、授群書治要、周易不讀之序許也、第一、依在輔衣冠持笏、朕着直衣、依年始也、（下略）

〔同年二月十日〕（前略）式部大輔在輔卿參、授群書治要序、第一周易也、仍不受說、周易者五旬已前不讀之間、其說近代絕了云々、

〔同年六月四日〕（前略）在輔卿參、授群書治要第二、

〔文保元年三月一日〕（前略）清原宗尚參、受尚書第五、二篇、盤庚上中

〔同年三月三日〕（前略）民部卿在兼菅原朝臣授貞觀政要序、（下略）

〔同年三月廿二日〕（前略）今日孔子世家受公時朝臣了、

〔同年四月三日〕（前略）戌剋連句出韻了、在兼卿已下候之、先是說貞觀政要第一卷了、在兼卿侍讀、

〔文保元年六月七日〕（前略）今日受外戚楚王世家、公時朝  
臣侍讀

右は、花園天皇が在位十一年中の八年、そのうち四十六ヶ月、すなわち、十四歳から二十一歳の間に記された宸記のうちから、漢籍、いわゆる外典の読書、講書についての記事を摘出したものである。ここには『史記』、『漢書』、『後漢書』、『帝範』、『臣軌』、『文選』、『群書治要』、『貞觀政要』、そして『孝経』の名が認められる。同天皇は、文保元年五月廿五日条に、「自去年比、毎日本書二巻日記一巻不覗見之」と記されているから、これらの書籍をもつと精確に、あるいはもつと厚く、また、これら以外の書物にもわたつて博く読まれたであろうと推察されるから、宸記中の読書の記事は、同天皇の読書の全体量からすればごく一部に過ぎないのかもしれない。

ともあれ、右の記事中からそれなりに知られることは、まず、同天皇が孝文本紀（『史記』）、五帝本紀（『史記』）、『後漢書』、帝紀一、光武紀上、始皇本紀（『史記』）、『臣軌』、『漢書』一、『文選』、九・十、『後漢書』第八、九、十、『群書治要』序・第一、『尚書』第五二、孔子世家（『史記』）、『貞觀政要』序・第一、外戚楚王世家（『史記』）などの書を、藤原具範、菅原在輔、日野種範、菅原在兼、藤原俊範らの侍読から正式に授けられたものであった。また、『帝範』と『孝経』とは、それぞれ「談義」とあるから、侍読らの進講を通して正式にその説を受けられたものではなく、同天皇は近侍の廷臣らとの研究会、合評会のような形で読まれたものであつたと推察される。次に、同天皇がその在位中読まれ

た如上の書物の性質を推察すると、いざれも君徳潤養のための書物とみていいのではないであろうか。すなわち、ここには、経書こそあまり多く見当たらないが、史書はいわゆる三史にわたるとともに、とくに、ここには『貞觀政要』、『群書治要』、『臣軌』、そして『帝範』などがあり、これらはいざれも古來帝王学の書として世に知られ、尊崇されてきた書物であったからである。花園天皇は、幼時こそ学を好まれなかつたが、十四、五歳ころから寸陰を競つて随分稽古をしたと言われ、まさにそのようないいじめの歴史がある。しかし、天皇として、いわば、君徳安民という宗教的本道を歩むことこそ帝王の道と考えられた。同天皇は、天皇として、いわば、君徳安民といふ努力されたわけである。

## (口)

そのような儒教的君徳安民思想を抱懐されていた花園天皇が、その在位中、大きくなれば天地間に、そして、世間に起り、あるいは行われた事柄について、これらを天皇として如何に反省しておられたか、その感懷を、再び宸記中の記事から抽出してうかがうこととする。

〔正和元年九月廿二日〕（前略）去八月以後天変非一也、十七日雷鳴等、皆兵乱變欃、成亂風刺者也、朕不德而今遇此灾、

『花園天皇宸記』を読む（Ⅲ）

〔正和元年十二月三日〕（前略）俊言朝臣語申云、南都衆徒、為抑留神木帰坐、閉籠社頭并金堂云々、

（中略）於今者帰坐無其期歟、驚歎之外無他心、是併依朕不德者歟、可恐々々、

〔同三年正月十九日〕（前略）自去年冬比、疱瘡大略每人疾云々、是依朕不德歟、尤驚歎無極、

〔同年二月十五日〕（前略）近日焼亡繁多也、朕不德之至歟、仍殊讀仁王般若經、祈天下泰平、神明  
仏陀何無冥助乎、

〔同年二月廿九日〕（前略）今日聞、鎮西大分宮、去月廿四日回祿云々、去年香椎宮回祿之後、宗廟  
神如此連々回祿、尤驚歎者也、是朕不德之至、世及渙季之故歟、（下略）

〔同年三月十九日〕（前略）今日聞、春日神木遷坐金堂云々、（中略）近日諸社噉々、恐懼無極、是併  
依朕不德歟、神社等燒失或動座、恐懼々々、（下略）

〔同年閏三月十九日〕（前略）<sup>（重坊城）</sup>（茂長朝臣）又語曰、筑前国青木莊有奉勸請北野社、（中略）件神託於巫  
女曰、異國已襲來之間、香椎・筥崎・高良、我等合戰、香椎宮已半死半生云々、（中略）又有

祈禱者重発向可征伐異國云々、朕以不、德猥踏天子位、仍有如此灾歟、非筆端所覃、偏仰仏神之冥助許也、

右に見られるように、花園天皇の在位中、南都の神木・北嶺や石清水の神輿などの動座、雷鳴・地震・旱天などの天変地異、疱瘡をはじめとする疫病の流行、火災、とくに引き続く大社の炎上、そして異国襲来などの風聞などが次つぎと起り、同天皇は、これらを、つねに敏感に感受され、これらに対し、「朕不徳」に依るか、と反省・述懐の辞句をそれぞれ繰り返されているのである。また、同天皇の在位中の改元は、代始の「延慶」、疫病流行による「応長」、天変地震による「正和」、そして地震による「文保」と四度ある。

そもそも、儒教的政治思想からすれば、天子とは徳のある人が天命によつてその位に即くべきであり、したがつて天子には、いわゆる徳がそなつていなければならない。徳のある天子であれば、民に徳政をしくことができる。すなわち、民を安んずる政治を行うことができるるのである。天子は徳政をしくことが天によつて要請された天子のつとめであり、徳政をしくことなしに、天子の位はありえないわけである。天子が、おのれの政治のありようをはかるには、民の声を聞くことが第一であり、民の声のよし、あしが政治のよし、あし、畢竟徳の有無になるわけである。また、世に、天変地異、疫病、その他様ざまな異変の生ずるのは、天意の然らしむるところであり、天子は、これに感心して、

### 『花園天皇宸記』を読む（III）

徳をつみ、徳政を行うべく努力して天意をうかがわなければならない。改元も、天意をうかがう天子のあり方の一つである。

花園天皇は、右のような意味で治世下、天地間に起つた様ざまな事象に対応し、おのれの徳のありようを、つねに内省し、「依朕不徳歟」とか、「朕不徳之至」と心から述懐しているわけである。

#### （八）

花園天皇は、このように、君徳の涵養に励精されたわけであるが、それにしても、ことごとく「不徳」であることを、鋭意述懐したことについてはここでどう考えたらよいのであろうか。それは、花園天皇が、十四、五歳以来、一意、君徳涵養に努められ、先述のごとく、とくに帝王学を修められた結果ではあつたからではあるが、ともあれ、ここには「不徳」の辞句がきわめて数多く散見されるのである。「徳」・「不徳」の辞句の背景には、花園天皇は即位された直後から、侍講によつて授けられた幾つかの書物の多くが帝王学に関する書物であり、その学習の結果であつたであろうことは前述した。しかし、筆者がこの「徳」「不徳」の辞句にこだわつて、あえて短絡的のそしりを恐れないで述べるならば、ここには、同天皇が『群書治要』、『貞觀政要』、『臣軌』、『帝範』などの読書体験が存するのであろうことはもちろんであるが、とりわけ、『史記』第十「孝文本紀」についての学習体験が大きな影響を与えてゐるのではないであろうか。すなわち、「孝文本紀」を一覧すると、ここには、「徳」

「不徳」の辞句が『史記』の本紀、『漢書』の帝紀など、如上の読書の全体のなかで、もつとも多く認めることができるからである。

先に引用した記事で明白なように、花園天皇は、まず、延慶二年十月三日、十四歳のとき、侍読藤原具範によつて、「孝文本紀」を授けられ、次に、翌延慶四年五月六日、十五歳のとき、侍読日野種範によつて、再度「孝文本紀」を授けられているのである。もちろん、侍読使用のテキストの質や侍読の授説の内容については明らかではないが、この「孝文本紀」についての少年時の学習が、その後の同天皇の徳治主義的あるいは著るしい影響を与えていたであろうと臆測するわけである。

以下、少しく「孝文本紀」中に「徳」「不徳」の辞句を追つてみよう。

「孝文本紀」は、「孝文皇帝、高祖中子也」から始まる。孝文帝は、高祖の子として初め代国に封ぜられた王、すなわち、代王であったが、呂后称制の後、群臣に擁立されて、皇帝となつた。左記は皇帝に立てられる前の代王の言。

「奉高皇宗廟、重事也、寡人不佞、不足以称宗廟、願請楚王計宜者、寡人不敢当」

以下、帝位に即いた後の孝文帝の言行を主に列举する。

『花園天皇宸記』を読む（Ⅲ）

正月、有司言曰、「蚤建太子、所以尊宗廟、請立太子」、上曰「朕既不德、上帝神明未歆享、天下人民未有嫌志、（中略）而曰予建太子、是重吾不德也、（下略）」

十一月晦、日有食之、（中略）、上曰「朕聞之、天生蒸民、為之置君以養治之、人主不德、布教不均、則天示之以菑、以誠不治、及十一月晦、日有食之、適見于天、菑孰大焉、（中略）天下治亂、在朕一人、唯三執政猶吾股肱也、朕下不能理育群生、上三光之明、其不德大矣、（中略）朕既不能遠德、（下略）」

十三年夏、上曰「蓋聞天道禍自怨起而福繇德興、百官之非、宜由朕躬、今祕祝之官移過于下、以彰吾之不德、朕甚不取、其除之」

五月「（前略）今法有肉刑二、而姦不止、其咎安在、非及朕德薄而教不明歟、吾甚自愧、（下略）」

春、上曰「朕獲執犧牲珪幣以事上帝宗廟、十四年于今、歷日長、以不敏不明、而久撫臨天下、朕甚自愧、（中略）今吾聞祠官祝釐、皆歸福朕躬、不為百姓、朕甚愧之、夫以朕不德、而躬享獨美其福、百姓不與焉、是重吾不德、（下略）」

後二年、上曰、「朕既不明、不能遠德、（中略）夫四荒之外不安其生、封畿之内勤勞不處、二者之咎、皆自於朕之德薄而不能遠達也、（中略）辺臣兵吏又不能諭吾內志、以重吾不德也、（下略）」

後七年六月己亥、帝崩於未央宮、遺詔曰、「（前略）當今之時、世咸嘉生而惡死、厚葬以破業、重服以傷生、吾甚不取、且朕既不德、無以佐百姓、今崩、又重使服久臨、以離寒暑之數、哀人之父子、傷長幼之志、損其飲食、絕鬼神之祭祀、以重吾不德也、謂天下何（下略）」

右には、「孝文本紀」中、孝文帝の即位前の代王の言辞から遺詔までの「徳」「不徳」の辞句を追い、大かた拾いあげてみた。その子孝景帝に対し、その丞相らの臣が「世功莫大於高皇帝、徳莫盛於孝文皇帝」と言つてゐることからみても、歴代帝のなかでも、孝文帝はとくに仁徳の名が高かつたのである。

## (二)

花園天皇は、十四、五歳のとき、いわば志学のころ、一人の侍読からそれぞれ別々に「孝文本紀」を授けられたことは前にも述べた。さればと言つて、ただにこのことのみによつて、その後、同天皇が君徳の涵養に努められたとは必ずしも言はないが、この侍読による講書は、少年天皇の心に深く受容され、その後のありようには強く反映されているであろうことは否定できないと臆測する。そして、

### 『花園天皇宸記』を読む（Ⅲ）

後年、元徳二年二月、同天皇は、長らくその訓育に当つて來た量仁親王（後の光嚴天皇）に対し、いわゆる帝王学の書と呼ばれる「誠太子書」を与えていたが、ここに流れる思想には、「孝文本紀」をも含めた、同天皇永年の読書と体験が具現されていてと考えられるであろう。

花園天皇は、文保二年、在位十一年、二十二歳で、後醍醐天皇に譲位し、上皇となるが、在位十年である前年から朝野に譲位の風聞が流れることとなつた。この間にあつて、同天皇は、在位十年をかえりみて、次の記事をその宸記中に載せている。

〔文保元年三月廿日〕（前略）今明之間関東使親鑒上洛云々、（中略）不、德質在位已十年、新院・後二条院共不及十年、以愚身已過此兩院條、誠過分事也、何可歎哉、然而造代裏已功終、遷幸日次治定、而忽不能見、第一遺恨也、閑院燒失以後無造内裏、而適相逢、尤為悅之處、已以相違、倩案之、誠不、德之身、爭帙龜山院以後代々聖代乎、事理尤可然、不敢所怨、只可歎運之拙、德之薄、關東万人大略為東宮方人欽、是又人所歸、定天所与欽、春宮兼和漢才、年齒如父、誠道理可然、而朕隨分稽古、學雖不至、励心勤德施仁、若此一得纔叶天意欽、已十年在位天道神慮、可悅々々、（下略）

以上、『花園天皇宸記』を読み、とくに、その在位中の記事を通して、思いつくままに、花園天皇

の抱懐する思想の一端を、記した次第である。